

1970年代フランスの初等・中等音楽教育改革とアニメーション

— フランス音楽青年団 (JMF) による「学校向け演奏会」の検証より —

田 崎 直 美

キーワード：音楽，フランス，文化政策，初等・中等教育，アニメーション

1. はじめに

フランスでは1968年5月の大学紛争を契機に「高等教育基本法」(通称フォール法)が成立(1968年11月12日付法律)、抜本的な大学改革が行われた。その影響で1970年代には、初等・中等教育の内容・方法の改善が顕著になったとされている(桑原 2009: 66)。しかし、第二次世界大戦後のフランスの学校教育史のなかで、音楽教育についてはほとんど論じられていない(田崎 2023: 36, 46)¹⁾。一方フランスの文化政策史をみると、音楽教育に関してはその多くが1980年代以降の状況に重点を置いていることが判る²⁾。公共政策として教育分野を含めた最初の音楽政策を開始したのは、文化問題省(以下、文化省)³⁾音楽課 Service de la musique 初代責任者のM. ランドスキ(LANDOWSKI, Marcel: 在任1966-74年)であるが、彼の諸政策が目に見えて実現したのは文化関連の予算が急拡大する1982年以降である(水崎 2012: 30)ことが上記の一因と考えられる。

ランドスキは文化省時代から音楽教育を重視し、1967年には後期中等教育(リセ)への調整時間割クラス Classes à horaires aménagés の導入(1974年には初等・中等教育にも拡大)、音楽分野の「地域代表 délégués régionaux/ délégations régionales」発足の準備、そして音楽教育における「教育顧問 conseillers pédagogiques」の創設に尽力したことが知られている(CHAINTEAU; JAMET 2001: 244)。ただし、これまでのところ1960年代から1970年代の音楽教育政策に関しては、このランドスキの功績しか着目されていないこと、また言及に際してランドスキの著作(LANDOWSKI 1979)のみが参照されてきたこと⁴⁾が、問題点として指摘できる。

他方で、この時期のフランスの初等・中等教育における音楽教育(以下、学校音楽教育)に関して、まだ論じられていない側面がある。それは、民間の音楽協会や校外からの専門家の貢献である。大きな影響力をもつフランスの民間音楽協会の1つに「フランス音楽青年団 Jeunesses Musicales de France」(以下、JMF)が挙げられる。JMFでは、創設者R. ニコリ(NICOLY, René: 1907-71年)のもとで、1939年からリセや大学の学生を対象にクラシック音楽や現代音楽の「解説付き演奏会」を企画実施してきた実績がある。1942年6月18日からは国家音楽宣伝委員会のもとでヴィシー政権の保護を受けながらフランス人の聴衆育成事業をした(SIMON 2001: 207-213)が、パリ解放後の1944年11月6日に独立した協会となり、1945年にはベルギーの協会と共同で「国際青年音楽連盟 la Fédération Internationale des Jeunesses Musicales」(今日のFMI)を設立して国際的なネットワークを広げた。1970年までに国内最大級の会員数を持つ音楽協会となり、海外でもヨーロッパ、アメリカ、アジアの29か国が加盟

している（2014年にJM Franceと名称を変更し、現在に至る）。

1979年発行のユネスコ国際音楽カウンシル報告書では、フランスの音楽教育の発展拡大にはこのJMFの貢献も大きいと記されている⁵⁾。1970年代末まで小学校教員が音楽を教える準備がまだ整っていなかったため、小学校での音楽教育のほとんどは、JMFをはじめとする民間の音楽協会のアウトリーチに頼る状態であったとする指摘もある（VEITL；DUCHEMIN 2000：257）。しかしこれまでのところ、戦後のJMFに言及する資料や研究はあっても、JMFが戦後どのように音楽教育に貢献したかについて検証した研究は国内外ともない⁶⁾。

そこで本研究は、まずフランスの学校音楽教育の法的・制度的位置づけ、及び関係省庁における政策とその変遷について、フランス国立公文書館 Archives nationales（Pierrefitte-sur-Seine）が保管する文化省と教育省⁷⁾の史料に基づき検討する。そのうえで、ヴァル＝ド＝マルヌ県立公文書館 Archives départementales du Val-de-Marne が保管する、1970年代のJMFの活動に関する史料を検証する。検証に際しては、JMFが1970年に新規事業として開始した「学校向け演奏会 Concerts scolaires」（初等・中等教育の児童生徒向けの初心者用演奏会）⁸⁾に着目し、教育改革の検討と考察に際しては、「アニメーション animation」⁹⁾の概念に着目する。なおアニメーションという用語は、フォール法（1968年）成立後のフランスで「参加の原理」や「学校共同体」の考え方と結び付き、教師と生徒との関係性のほか、学校と地域や中央政府との関係性を再定義する際にも用いられるようになった（LE VEUGLE 1977：23/ 桑原 2009：66-68）。同時に、民間団体（アソシエーション）を基礎として、社会運動の要素を色濃く持ちつつ社会の様々な人を結び付ける目的のボランティア活動も指していた（岩崎 2009：191）。学校音楽教育をこのアニメーションの観点から検討することで、初等・中等教育改革が進行する1970年代フランスにおける音楽教育の制度改革と民間音楽団体の活動との関係、及び初等・中等教育の場で民間音楽団体が果たした役割や意義について考察を試みる。なお、本稿で主な考察対象とする時代と出来事については【付録】に示した。

2. フランスの初等・中等教育における音楽教育の変遷：1970年代を中心に

2. 1. 初等・中等教育における音楽教育の法的位置づけ

1966年、ランドスキが文化省音楽課に就任した時、初等教育の学習指導要領の「唱歌・音楽」は基本的に1923年時から変更がなく¹⁰⁾、しかも正規の科目として扱われることは少なかった。また中等教育では、音楽はあくまで自由選択科目であった¹¹⁾（石井 1976：186-187, 191/ VEITL；DUCHEMIN 2000：248）。このように学校で音楽教育が軽視されてきた背景には、フランスではながらく音楽を魅力ある贅沢と考える風潮があり、多くの国が採用していた「訓育、知育、徳育の発展のために学校で音楽教育をする」という発想に欠けていた点（石井 1976：186）や、ヴェシー政権期にドイツに倣って音楽を愛国教育の手段として活用しようとした政策がフランス解放後に否定された経験（LEFEBVRE 2014：209-210）が指摘できる。しかし、フォール法成立（1968年）以降に変化が訪れた。ここからはまず、1970年代を中心に、フランスの学校音楽教育の法的位置づけとその変遷を主に先行研究に基づいて整理する。それらは、音楽教育分野においてアニメーションを促進した制度的な土壌を準備したのである。

(1) 学校教育における音楽活動の可能性：「三分教授法」（1969年）

最初の転機が、1969年8月7日政令による「三分教授法 tiers-temps pédagogiques」の導入である（1983年まで）。これは、初等教育での時間割を子どもの学習リズムに合致させることを目的とした、教育大臣 O. ギシャール（GUICHARD, Olivier: 在任 1969-72年）の改革である。

このとき音楽は、歴史、地理、科学や造形芸術と共に、領域横断的・総合的な探究の時間の「目覚まし教科 disciplines d'éveil」で取り扱われることになる¹²⁾。「三分区教授法」は1973年に中等教育にも導入された。このとき時間割の10%（週当たり3時間）を教師と生徒の自由な選択による教育活動に充てることが規定され、さらにはこの10%は特に芸術的な性質の活動に充てられること、グループ活動でアクティブ・メソッドに基づくこと、校外と接触する活動であることが望まれた（WANGERMÉE 1991：222）。

この改革の特徴は、「目覚まし教科」において各教員が児童たちの教育的利益を最大限に考慮しつつ自由に授業できる点である。そのため、音楽の場合にはもはや歌唱偏重主義に縛られることなく、多様な音楽活動の展開が可能になったのである。ただし実際には、どのような活動をするかは現場の教員の裁量に委ねられたため、必ずしも音楽活動が保障されるわけではなかった。また多くの場合、小学校教員自身が音楽的訓練を受けておらず、音楽活動を主導することは困難であった。

(2) 教科としての地位確立：「初等・中等教育基本法」（1975年）

次なる転機は、教育大臣 R. アビ（HABY, René：在任1974-78年）による1975年7月11日「初等・中等教育基本法」（通称アビ法）制定時である。これに基づく新たな教育課程は、1977年9月より順次施行された。アビ法は、学校体系を「小学校・コレージュ（中学校）・リセ（高等学校）」の3段階に単純化したうえで「史上はじめて各学校の教育目的を統一的に規定した」（桑原1988：93）。この法律が根幹として掲げる目標は、学校が子どもの資質を開花させ、子どもに教養を与え、将来生活を営むうえでの準備の場となること、そして生涯教育の基礎となることである。この文脈のなかで「音楽」は初めて、教科として目的を持って学校教育体系に位置づけられたのである。

アビ法第3条第2項によると、初等教育の目的は、道徳教育・公民教育、読み書きなど知識の基本的な手段の習得を保障し、児童の「知性、芸術的感性及び手工的・体育・スポーツ的適性の発達」を促し、「造形・音楽芸術への手ほどきを提供する」ことである。そして中等教育については第4条第1項で、初等教育の継続発展を保障したうえで「知的、芸術的、手工的、肉体的、スポーツ的教科の均衡」を図ることを目的としている（永島2004：36）。なおこうした目的達成のために、アクティブ・メソッドの学習方法を主体とする点や、教職員や生徒及び父母が「参加」して共同体としての学校を形成するという考え方、教育視学官は教師に対する監督機能よりも助言・共同開発者（アニマトゥール animateur）としての機能を強化する（桑原2009：68）という考え方もその特徴である。

(3) 芸術教育の必修化：「芸術教育法」（1988年）¹³⁾

アビ法が、学校は人格形成の場であるとして知性、感性、身体能力の均衡を目標に内包したにもかかわらず、1980年時点ではまだ、初等・中等教育の学校現場で芸術教育が浸透していないことが報告されていた（VEITL；DUCHEMIN 2000：75）。「芸術教育は、個々の能力の開花及び文化へのアクセスの平等に貢献する」という理念を確認したうえで、初等教育と前期中等教育において芸術教育を名実ともに必修化したのは、1988年1月6日制定の「芸術教育法」である。ここでの芸術教育には、少なくとも器楽・声楽による音楽教育と造形美術教育が含まれた。この法律制定には、ユネスコの1982年世界文化政策会議で「文化的民主主義」を進めるための諸措置として初等・中等学校教育課程に芸術教育を織り込むことが提起された（水崎2012：36）ことも影響していると考えられる。

この法律では、芸術教育に外部の専門家が協力できることを公的に規定した点も特筆に値する。1983年、文化省と教育省は共同で「学校教育における参与音楽家養成センター Centres de Formation des Musiciens Intervenant à l'École Pédagogique (CFMI)」を地域の大学内に設立する。このセンターは、初等教育の場で教員と協働しながら音楽教育に携わる音楽家を養成することが目的である。ここで訓練を受けた音楽家には学位 (DUMI) が与えられ、芸術教育に特化したアシスタントとして地方自治体に雇用される道が開かれる¹⁴⁾。これにより学校での音楽アウトリーチの担い手が、民間の音楽団体から「国家資格を持つ公的アシスタント」に替わる仕組みが整えられたのである。1988年の「芸術教育法」はこうした新制度を承認し、国家資格に正当性を付与する役目を担ったと考えられる。

2. 2. 文化政策と初等・中等音楽教育：文化省と教育省との連携より

1959年7月24日に文化省が新設された際、教育省から芸術関連の業務が文化省へ移管される。その結果、音楽教育については、専門教育（音楽院）であれば文化省の管轄に、公教育であれば教育省の管轄となった。そしてこの二省の間にはほとんど連携がなかった。教育従事者たちの間でも、専門性の高い音楽教育と学校での音楽教育は別物であるという認識が強かった (LANDOWSKI 1979 : 51/ CHAINTREAU : JAMET 2001 : 244/ 田崎 2023 : 38)。しかし1960年代から、両省が連携・協力して、音楽的な専門性と教育者としての資質を備えた人材による学校現場でのアニメーションを促す改革が始動する。ここでは両省の連携の道筋を、先行研究と筆者によるフランス国立公文書館での史料調査結果を基に整理する。

(1) 「音楽教育における省庁間委員会」の提言（1965年6月）

国家計画委員会 Commissariat général du Plan による「第4次計画」（1962-65年）への文化問題参画のために文化省に設置された「音楽問題国家検討委員会 Commission nationale d'étude pour les problèmes de la musique」（1962-64年）は、フランスの音楽教育問題に関して政策提言を行った最初の組織である。この委員会は、上述のような教育省と文化省の間にある深い溝を、初回から問題視していた。そこで同委員会は文化大臣に働きかけて、1964年2月21日に「音楽教育における省庁間委員会 Commission interministérielle de l'enseignement musical」（以下「省庁間委員会」）を発足させる（田崎 2024 : 52）。

この文化省と教育省との連絡会合は約1年間続き、1965年6月に最終報告書¹⁵⁾（以下『報告書』）を提出する。この『報告書』では、現状の音楽教科指導に関して抜本的な改革を望む提言はなされなかった (VEITL : DUCHEMIN 2000 : 251) もの、いくつか新しい提案がなされたことが筆者の調査より判明した。なかでも注目されるのが次の2点である。

まず1つは、「教員が音楽の発展を促進するための」教育顧問、及び学校音楽教育に特化した人材の養成である（『報告書』 pp.11-15）。これらは、現場の小学校教員に音楽教育を実施する力を早急につけさせる必要がある、という「省庁間委員会」の認識から来ている。もう1つは、音楽学校、そしてJMFを含む様々な民間音楽団体を公的に支援して「教育演奏会」を実施してもらい、学校に音楽文化を普及させる提案である（『報告書』 p.16）。学校長にはこうした教育演奏会について生徒たちに知らせること、校内での演奏会開催が不可能であれば、すべての生徒（特に寄宿生）がこれらの演奏会に自由に参加できるようにすることを要請している。ここからは、実績・実力のある外部団体による学校でのアウトリーチを積極的に活用しようとする姿勢が窺えるのである。

ただし、後者の提案に対しては慎重論もあった。後に教育大臣となるアビは、1964年2月

21日「省庁間委員会」会合で、あくまで1人の教員が教科やクラスの責任をもつ「担任制 Maitre unique」の基本原則を強調し、校外からの教育的介入を警戒していた。指導を外部に委任すると担任によるクラス管理が困難になること、共和制の平等とは相反する形で学習が多様化する可能性がでてくること、そして国家公務員としての教員の労働時間が週30時間を下回るため財務省が許可しないであろうこと、が理由であった(LEFEBVRE 2014:246)。

これら「省庁間委員会」からの提案を実質的に受け継いで実行に移したのは、1966年に文化省音楽課責任者となったランドスキである。彼は担任制に拘る教育省に考慮して、あくまで小学校教員自身が音楽教育に携わる形にするために、「音楽の教育顧問 (CPEM)」養成の道を探った。CPEMは音楽の知識と活動推進者(アニマトゥール)としての資質のある小学校教員を中心に採用される。彼等は全国の初等教育区画ごとに配属され、教育省の地域・県の視学官と連絡をとりつつ、地元の小学校教員の要請を受けて学校での音楽イベントを企画実施する。ランドスキはCPEM養成を、小学校教員が音楽指導にあたることができるようになるまでの暫定的な対応としたうえで、CPEMは教員に代って指導をするのではなく、教員のサポート役に徹することとした。しかし実際には適任者の確保が難しく、緊急措置であったにも拘らずCPEM採用は予想以上に遅れる。またこの制度は教育省の采配にかかる部分が大きく、文化省所属のランドスキには権限が限られていた。1973年に20の県で始動したこの制度が確立するのは、ランドスキが教育省で総視学官となった1975年からである(LEFEBVRE 2014:246-250/田崎2023:42)。

一方で、民間音楽団体による学校でのアウトリーチ活動についてランドスキは、教師の指導の代わりではなく補助として提示されることと、すでに実施されて受け入れられてきた活動をもとにすることを前提とした(LEFEBVRE 2014:246)。そのうえで彼は、JMFなどがパリを除くパリ地方の学校で音楽普及活動をするための仲介組織¹⁶⁾を設立して、迅速に実現していたことが判明した。補助金を支給したのは文化省であった。

(2) 省庁を超えた最初の協力：文化事業基金の設立 (FIC) (1971年)

1969年11月、第6次国家計画(1971-75年)に呼応して「文化問題委員会 Commission des Affaires culturelles」が文化省内に設置された。この委員会が検討結果を総括した報告書を発表した際(1971年)、文化政策を効率的に実施するためには、省庁レベル、地方行政・国政レベルなど異なる機関どうしの協力体制と、財政管理の柔軟性・スピードの向上が不可欠として、「文化事業基金 Fonds d'intervention culturelle」(以下、FIC)の創設を最優先事項に定めた(GIRARD 2001:293)。こうしてFICが1971年3月に創設される。これは非営利団体・協会による「革新的または実験的な事業の立ち上げを可能にすることが目的で、その支援事業における「構想、実施、資金調達」は、複数の省庁、もしくは国と地方自治体が共同で」¹⁷⁾行わねばならない、と定められていた。また基金の給付期間は原則1年間、更新は1回のみ可能で、その2年間のうちに事業を地方自治体や民間に移行させることが条件であった¹⁸⁾。

FIC創設は、「学校における音楽活動の発展と方向転換において決定的な一歩」(LEFEBVRE 2014:253)となる。それは、FICが優先的に支援する5つの活動領域のなかに、学校や課外活動での文化活動が含まれたからである。この領域においてFICは1973年まで、教育関連の展覧会、演奏会、演劇を支援する傾向があった(1972年には支援企画総数の82%)。音楽に関しては、JMFが実施してきたアウトリーチ活動の「学校向け演奏会」(本稿3.で詳説)や楽器紹介が典型例である。

しかし1974年から、学校でのアウトリーチはFICの優先事項ではなくなる¹⁹⁾。そして「芸

術の知識に限定されがちな従来の文化の範囲を広げ」て、より革新的な計画、特に「可能な限り個人の幅広い参加を伴う、新しいタイプの文化活動」(GOURNAY 1988：359)の実験的試みが優先されるようになった。1971年から1984年までにFICは約1,300以上の新企画に資金を提供して、多くの成果を取めた点が画期的である。ただし少額しか管理できなかったため、その総予算は1億4,000万フランを超えることはなかった(WANGERMÉE 1991：213)。

(3) 文化省と教育省との協定(1983年)

FICと並行して1970年代後半には、第7次国家計画(1976-80年)を受けて教育省に立ち上がった「学校における文化活動ミッション Mission d'action culturelle en milieu scolaire」(1977-86年)を巡り、文化省と教育省が協議の場を持っていた(A.N.：20090131(343))。ただし、公式な2つの省のパートナーシップの始まりとされるのは、文化省内に文化発展部 Direction du développement culturel(1982年)が設立され、それに伴い締結した両省の協定(1983年)からである。以後この協定に基づいて、小学校では全員を対象とする「文化クラス Classes culturelles」が、コレージュ(中学校)では希望者を対象に「芸術実践ワークショップ Ateliers de pratique artistique」が実現したほか、音楽分野では9つの大学内にそれぞれ「参与音楽家養成センター(CFMI)」(本稿2.1(3)参照)が設置された(CHAINTEAU；JAMET 2001：246-247)。ここにきてフランスの学校音楽教育は、教科の専門性と教育的効用の両方において、民間の力に頼ることなく国家が管理する仕組みが整ったといえよう。

2. 3. 1970年代の初等・中等音楽教育と「アニメーション」

法的・制度的変遷と並行して、ここではアニメーションという概念と教育理念の変遷について1970年代を中心に整理する。初等教育では1960年代から1970年代にかけて、「アクティブ・メソッド」と並行して、「アニメーション」という用語が盛んに使われるようになる。教育学の観点からすると、「アニメーション」には「他人の話に耳を傾け、彼らが自己表現することを許し、自分自身の生活を管理し、コミュニティに参加し、寛容さを奨励し、違いを受け入れる」態度を含意する。そのためこの用語はしばしば、権威主義的で高圧的な「伝統的」教師の態度への対抗として、革新的な意味合いで提示されていた(MOULINIER 2001：20)。

さらには筆者の調査より、フランスの「第6次国家計画」(1971-75年)及び「第7次国家計画」(1976-80年)の優先行動課題に学校音楽教育の改革が関連した結果、両時期において「アニメーション」の概念が改革の拠り所となったと同時に、その用語の指し示す内容がそれぞれの時期で異なる可能性が判明した。ここでは1970年代の第6次及び第7次国家計画と学校音楽教育改革における「アニメーション」との関係を、先行研究と筆者によるフランス国立公文書館での史料調査結果に基づいて、それぞれ整理する。

(1) 1970年代初頭の「文化的発展」の理念とその影響

第6次国家計画(1971-75年)時に文化省内に設置された「文化問題委員会」は、FICの創設を最優先事項に定め、その設立を促した(本稿2.2(2)参照)。この委員会の根幹となった政策理念が文化大臣J.デュアメル(DUHAMEL, Jacques：任期1971-73年)の推奨する「文化的発展 développement culturel」である。この理念は、1)文化活動における「差異・多様性」の承認、2)文化活動における個々人の能動的な創造性の支援、3)それらの新しい文化的価値による社会的危機への対応、という要素を併せ持つ。背景には、次の問題意識があった。それは、一方では大多数の国民が興味を示すことのないハイ・カルチャーに対してのみ手厚い公的保護

がある状況、もう一方では、国民を単に受動化・消費者化させる危険性のある完全市場原理主義の文化産業が勢いを増している状況において、社会的多元主義を尊重する方向へとフランスの文化状況を改善させるためには、国民が自分自身による表現の手段を獲得せねばならない、という考え方である（久井 1999：2-3）。

「文化的発展」は先述した MOULINIER 2001 による「アニメーション」概念（1960-70 年代）と多くの部分で共通する。しかし実際には、この時期（1970 年代初頭）において「アニメーション」と「教育」の区別は明確ではない。学校での「アニメーション」の多くは、演奏家が学校の児童生徒に楽器を見せたり音楽作品を聴かせたりする活動を指していた。専門家や芸術家の技能を国民教育のために活用することが「アニメーション」であり、子どもたちが質の高い生演奏に触れることで感性を覚醒させることが、第 6 次国家計画委員会の勧告に沿うと考えられていたのである（LEFEBVRE 2014：252）。実際に 1973 年までの FIC は、こうした事業を支援する傾向が強かった（本稿 2.2（2）参照）。

一方で、「提示（演奏）」と並行して「仲介」の役割でのアニメーション（推進活動）も盛んになる。特に文化省音楽課（1966-74 年）でのランドスキは、音楽教育顧問（CPEM）（本稿 2.2（1）参照）養成の準備と並行して、音楽発展のための地域協会や県協会の設立を促進する。この協会、及びそこで活動する「地域代表」の任務の 1 つが、音楽院などの専門教育機関と初等・中等教育機関との連絡調整である。彼等のコーディネートによって音楽院の教授や学生が円滑に学校向け音楽アウトリーチを実施すること、それにより教育演奏会が普及すること、が目指されたのである（*ibid.*）。

（2）第 7 次国家計画（1976-80 年）と「学校での文化アニメーション」

「文化的発展」の理念はジスカール・デスタン大統領時代（GISCARD D'ESTAING, Valéry：任期 1974-81 年）には軽視され、第 7 次国家計画（1976-80 年）時に「文化問題委員会」は開催されなかった（久井 1999：4）。しかし同国家計画は、優先行動課題 No.13 に「教育と文化による機会均等の保証」を、さらにその下位区分中の行動 No.3 で「学校での文化アニメーション」²⁰⁾を掲げている。教育省と文化省はこれに基づき対応を迫られたことが、筆者の史料調査より判明した。学校は誰もが必ず通る重要な時期であり、従ってフランス人の文化的生活の向上は学校改革にかかっていることが、第 7 次国家計画では強調されたのである。そこで両省は 1975 年末までに、国家計画期間中に文化活動を行う児童生徒の数を倍増させる目標を掲げ、「何百万人もの子どもたちの興味を喚起し、感性を伸ばすこと」を目指して新たな学校音楽教育計画を策定、1976 年 2 月に公表する²¹⁾。

この学校音楽教育計画の策定にあたり、文化省が音楽アニメーションのあり方に軌道修正を加えている点が注目される。当時の文化省音楽課責任者の J. マユール（MAHEU, Jean：在任 1974-79 年、ランドスキの後任）は、アニメーションの目的を「個人やコミュニティ間の交流を促進し、彼らが自分自身を表現できるようにすること」と定義した²²⁾。活動内容については次のように規定している。「アニメーションは、例えば単発もしくは数回の舞台上演の解説や、博物館や展覧会のガイドツアーとは異なる。アニメーションは、教育実践に組み込まれ、学校行事の一部でなければならない。それは、子どもたちに芸術上の新たな視野を開き、自己表現を奨励するものでなければならない」²³⁾。ここで新たに強調されているのは、子どもの能動性及び「自己表現」である。

一方、これまでの学校での音楽アニメーションの経験から得たものとして、次の必要性も明記している。それは、「教員とは異なる経験を持つ校外の人々（音楽家など）の参加」と、「教員

と外部貢献者の間の協力を組織し、その活動が教員の唯一の指揮の下、学校の実践に影響を与えるようにすること」である。改革内容については次の4点、すなわち、1) FICを活用しての実験的事業開始の継続、2) FICが開始した事業の教育省による引き継ぎ、3) 学校で活動する組織への助成金、4) 教員養成大学での研修、が挙げられた²⁴⁾。これらを総合すると、学校における音楽アニメーションでは、学校教員が責任をもちつつ、授業または学校行事として外部の専門家等の積極的な参加を促し、新規性のある事業を実施する、という枠組みが明確化したことが判るのである。

3. フランス音楽青年団 (JMF) による「学校向け演奏会」と音楽教育

3. 1. JMF「学校向け演奏会」の特徴と変遷

1970年代における学校音楽教育をめぐる状況変化のなかで、民間の音楽協会はどのような形で貢献していたのか。ここからは「フランス音楽青年団 (JMF)」を一例として、フランス国立公文書館とヴァル＝ド＝マルヌ県立公文書館が保管するJMFの活動に関する史料調査結果に基づき、学校音楽教育に関わる具体的な活動状況を検証する。

(1) 開始時の目的と実施状況 (1970-72年)

戦後に再開したJMFの主な活動は、一流の演奏家と音楽学者・批評家の協力のもとで「解説付き演奏会」を企画し、音楽を愛好する若者(15-25歳)に廉価で届けることであった。西洋芸術音楽の普及と、教養ある市民・聴衆の育成が目的である。しかしJMFは活動の幅を広げつつも、1959年には特に深刻な財政危機に陥る。フランスのラジオ局「Europe 1」の番組と協力してJMFの信任を問う国民投票が企画された結果、大きな反響を呼んで救済され、社会現象になった²⁵⁾。

そうしたなかで、1969年にJ-P. de ラヴィーニュ (LAVIGNE, Jean-Pierre de : 在任1970-83年) がニコリの後任となり、新体制が発足した。彼は協会に寄せられた多数の要望を考慮して、1970年より活動方針を大幅に再編する²⁶⁾。

新たな活動指針の1つは、「学校向け演奏会」の実施である。ここでは、従来の対象年齢よりも低い初等・中等教育の児童生徒(8-14歳)へ向けて教育的に配慮された特別演奏会が企画された。これは、多くの子どもたちが音楽の趣味に目覚めるためには生演奏に触れる機会を持つ必要がある、という信念に基づいている。もう1つは、芸術家兼アニメーターの育成である。1970年からJMFは、地域支部を再編し、地域代表がそれらを運営するかたちで国内ネットワークを構造改革する²⁷⁾。そしてJMF地域代表は、地元存在する文化団体(学校、青少年センター、社会教育センター、労働評議会、音楽院など)との密接な関係のもとで、若者に音楽に対する興味をかき立てる役割を担う人材の育成に力を入れ始めたのである。

ただし、新たな活動方針であってもJMFの根本的な活動目的は変化していない。それは、「子どもたちに音楽に特化した特別な場所であるコンサートホールに親しんでもらい、ここへ通う一歩を踏み出す機会を与えること」²⁸⁾であった。

① 「学校向け演奏会」の実施方法²⁹⁾

ここではまず、史料調査より明らかになった「学校向け演奏会」の実施状況を整理する。

JMFは演奏会の数日前に、学校教員宛てに演奏会に関する資料を届ける。学校で楽器や曲についての事前学習をしてもらうことで、児童が予備知識を得て演奏を聴く準備をするためである。演奏会当日、教員たちは「三区分教授法」の「目覚まし教科」の時間(午後)内に、児童

を演奏会場へ引率する。同じ地域の複数の学校が合同で演奏会に参加し、パリでは毎週木曜日にサル・ガヴォーで、パリ郊外や地方都市ではその地域が持つ大ホールで実施されることが多い。演奏会は解説付きで、演奏の合間に演奏家自身が解説や楽器紹介を行う（なお伝統的な JMF 主催の演奏会では、著名な音楽学者や批評家が解説を行った）。演奏会終了後、児童たちは感想文を書いたり絵を描いたりすることで、感じたことを各々が表現する時間が設けられた。

この他 JMF は、政府の出版局である Documentation française と協力して視聴覚機器を用意し、学校の要望に応じて教員へ貸出を行っている。これにより、スライドを映写して演奏会に関連する作曲家と彼らの生きた時代背景の紹介を行うことが可能であった。

② 「学校向け演奏会」の地方巡演³⁰⁾

JMF は、教育省及びそのさまざまな地方の代表者と緊密に連携をとったうえで、1970-71 年シーズンにはパリ郊外及び 60 の地方都市で 400 回の学校向け演奏会を計画した。さらに 1971 年には、フランス 140 の都市で 8 つの演奏家グループがフランス中を巡演する計画を立てている。

1971 年時点での JMF 会員数 7 万人のうち、6 万人が 132 の地域代表団の所属である。このことから、JMF の活動において地方支部の存在が非常に重要であることが判る。さらに 1971 年には 5 万人の小学生が参加を表明したこと、また（132 のうち）82 の地域代表及びパリ地方の 8 つの都市が入会したことから、1970 年に開始した「学校向け演奏会」がすぐに大きな反響を呼び、成功を取めたことが窺える。これらの巡演には、訪問先での数多くのボランティア代表者たちの協力も不可欠であった。

なお JMF が 1970 年 12 月にフランス各地で主催した「学校向け演奏会」は 87 公演で、そのうち史料から判明した地域や演奏会テーマ等をまとめたのが【表 1】である。同じ演奏者が同じプログラムで地域内の複数の都市を巡演していること、演奏者数は 1 人～数人で室内楽形式であることが判る。また史料から 1 公演での参加児童数は、多い場合には 1,000 人以上、少ない場合でも 100 人以上であったことが判った。

③ 演奏曲目の特徴

「学校向け演奏会」は「様々なジャンルの、1 時間の、真の小さな演奏会」³¹⁾として紹介されていた。そこでのプログラムはどのようなものだったのか。ここでは 1970 年 12 月の演奏会サンプルとして残されている史料³²⁾をもとに検証する。

1 つは「ベートーヴェンの諸相」と題された演奏会である【表 2】。ヴァル＝ド＝ロワール地方の 7 都市で計 9 公演、合計 4,815 人の児童が参加した。恐らく生誕 200 年記念に合わせて企画されたこの演奏会は、当時活躍中の職業ヴァイオリニストが率いるピアノ三重奏（楽章を抜粋して演奏）が中心である。実質的な演奏時間の合計が 40 分に及ぶうえ、1 曲の演奏時間が 10 分以上の曲目もあることから、本格的な演奏会の短縮版とも捉えられよう。また、「アニメトゥール」が同行して、残る 20 分で映像資料を交えた解説が行われたと考えられることから、JMF が設立以来貫いてきた「学びとしての」音楽鑑賞の姿勢が反映されていることが判る。なお 1976 年時点での JMF の巡演計画³³⁾では、類似のプログラム（1 人の作曲家によるピアノ三重奏で構成）は前期中等教育第 5 級（12 歳頃）を対象としている。

【表1】「学校向け演奏会」（1970-71年シーズン）1970年12月公演用

上演地方	都市数 (公演数)	テーマ (演奏者)	参加人数 (合計)
Nord Champagne Est	6 (6)	フルート、声楽、クラヴサン (H. Dreyfus - C. Larde - J. Herbillon)	3,439
Savoie Bourgogne	3 (3)	①ロシアのピアノ音楽 (A. Gorog)	1,320
	4 (4)	②スペインのピアノ音楽 (A. Ruiz-Pipo)	1,478
	1 (2)	③フレデリック・ショパンの諸相 (E. Rosenfeld)	339
Rhône Méditerranée	10 (14)	楽器紹介 (金管楽器) (ロンドン・ガブリエリ・プラス・アンサンブル)	7,059
Sud Ouest	7 (8)	ジャズと即興入門 (J. Dieval)	4,342
Centre	5 (7)	ニューオーリンズ・ジャズの歴史 (M. Saury)	2,908
Val de Loire	7 (9)	偉大な作曲家の思い出：ベートーヴェンの諸相 (カラシリ三重奏団)	4,815
Bretagne Normandie	11 (13)	ピアノ語法の進化 (J. B. Pommier)	6,516

* A.D.V.D.M. : 559J/373(2) に保管されている史料“Programme scolaire”をもとに筆者作成。70の都市で87公演実施されたとあるが、この表には残された史料に記載されている分のみを示している。

* 網掛部分は、本稿3.1の本文で言及している事例。

【表2】「学校向け演奏会」演奏曲目例①（1970-71年シーズン）

〔テーマ〕 ベートーヴェンの諸相 1770-1970年 (Visages de Beethoven 1770-1970)

〔演奏者〕 カラシリ三重奏団

Yvon CARRACILLY (ヴァイオリン), Klaus HEITZ, (チェロ), Bernard JOB (ピアノ)

〔講師〕 Marc MEUNIER-THOURET (ナビゲータ・スライド映写 Animation et projections)

曲順	作曲者	曲目	演奏時間 (推定)
1	L.v. ベートーヴェン	ピアノ三重奏 第4番変ロ長調「街の歌」第1楽章	8分
2		ピアノ・ソナタ 第21番「ワルトシュタイン」第1楽章	10分
3		ピアノ三重奏 第4番変ロ長調「街の歌」第2楽章	4.5分
4		ヴァイオリン・ソナタ 第8番 第3楽章	3.5分
5		ピアノ三重奏 第7番変ロ長調「大公」第1楽章	13分

* A.D.V.D.M. : 559J/373(2) の史料“Programme scolaire”をもとに筆者作成。

もう1つの例は「楽器紹介：金管楽器」と題された演奏会である【表3】。南部ローヌ地方の10都市で計14公演、合計7,059人の児童が参加した。ここでも先の例と同じく当時活躍中の職業演奏家が演奏しているが、1曲の演奏時間が短く、曲の性格が多様であることが特徴である。その多様性は、時代の観点（ルネサンス、バロック期と現代の作品）、ジャンルの観点（クラシック音楽とポピュラー音楽・ジャズ）、そして作曲家の国籍の観点（主に英、仏、独、伊）から見受けられる。なお1976年時点のJMFの巡演計画³⁴⁾で、このプログラムは小学校CM1(9歳頃)を対象としている。

【表3】「学校向け演奏会」演奏曲目例②（1970-71年シーズン）

[テーマ] 楽器紹介（金管楽器）（Présentation des Instruments: les Cuivres）

[演奏者] ロンドン・ガブリエリ・ブラス・アンサンブル

[講師] Christian EYSSETTE（ナビゲータ）

曲順	作曲者	曲目	備考
1	G. ガブリエリ	カンツォーナ（1608）	
2	レノン＝マッカートニー	フール・オン・ザ・ヒル The Fool on the Hill	注1
3	ドイツの無名作曲家	薔薇が開いた（カノン） Une rose vient d'éclorre	
楽器紹介			
4	イギリス軍歌	悩みはカバンに詰めて Pack up your troubles (1914)	
5	F. プーランク	ホルン、トランペットとトロンボーンのためのソナタ（1922）より、第2楽章 ロンド	
6	A. ホルボーン	古い踊り Danse ancienne	
7	J.C. ベツェル	サラバンド（ハ長調）	
8	J.S. バッハ	《フーガの技法》よりフーガ	
9	A. テンプルトン	バッハが街へやってくる Bach va en ville	注2
10	レイク Lake	アリアとサラバンド	

注1: テレビ映画『マジカル・ミステリー・ツアー』（1967）挿入歌

注2: J.S. バッハの鍵盤曲のジャズ編曲

* A.D.V.D.M.: 559J/373(2) の史料 "Programme scolaire" をもとに筆者作成。

こうした演奏会の試みに対して、多くの新聞（特に地方紙）が注目して記事を残している。特に、演奏家自身が解説をする時に、多くの子どもたちが反応した様子が窺える。「子どもたちは聴くだけでは満足せず、質問をし、自発的に関わろうとし、よく見ようと近づいてくる。彼らは「教えられた」のではない「見せてもらった」これらの音楽に対して「参加する」のである」³⁵⁾。8～10歳のときに生きた音楽体験なしに無味乾燥なソルフェージュを無理やり習わされたことで音楽嫌いになる子どもたちが多い現状の指摘もあり³⁶⁾、こうした演奏会が理論偏重の音楽教育に一石を投じる期待も読み取れる。

(2) 新しいアニメーションの試み（1973年以降）

JMFの企画方針が新たな局面を迎えたのが1973年である。以後JMFは「学校向け演奏会」に加えて、子どもたちに積極的な参加を促す音楽アニメーションとそれを支援するアニメーターの育成に力点を移す試みをしていたことが、筆者の調査より判明した。

なかでも特筆される最初の音楽企画が、民族楽器の展示とワークショップ「音の回廊 1a Galerie sonore」である³⁷⁾。区切られた複数の部屋にアフリカやアジアからの楽器約600点が展示されている。まずアニメーターが子どもたちに、映像や録音を用いつつ、楽器の由来や素材、演奏法などを解説する。その後、子どもたちは自ら楽器に自由に触れることができる。「音の回廊」は1973年11月から3か月間パリ市近代美術館で開催され、その後JMF地方代表団を通じてフランス各地を巡回した。3か月間で約5万人が来場し、大きな成功を収めている。

この企画は、これまでJMF主催の演奏会が取り上げてこなかった西洋圏外の音楽文化を対象としており、文化の範囲を広げて多様性に目を向けた点において画期的であった。さらにアニメーションの観点からも、子どもたちが能動的に楽器に触れて自己表現できる点において革新

的な試みである。1974年からは2年間、FICより補助金を獲得したことも判明した³⁸⁾。

JMFは1974年から5か年計画³⁹⁾を実施するが、この計画をみると演奏会のプログラム方針に変化が表れていることが判る。推進分野としてJMFは、1) 民族音楽・西洋圏外の音楽の普及、2) ヨーロッパの民族音楽・現代音楽の発見、3) 現代音楽の普及、4) 舞踊の促進、を挙げているのである。なお1)については「音の回廊」の経験を活かすこと、2)については国際青年音楽連盟との共同企画プログラムをフランス国内で活用すること、を記している。

同じ5か年計画でJMFは、若手の音楽家兼アニメーターの育成にも意欲的であった。この目標のために、各種研修プログラムの開発を行う他、JMF主催の解説付き演奏会や音楽アニメーションを行うプロの若手音楽家を全国オーディションで募る「音楽青年ポディウム Podium Jeune Musique」⁴⁰⁾を、ラジオ局の音楽チャンネル(France-Musique)との共同で展開している。

以上のJMFの姿勢は、第6次国家計画とFICの精神に呼応しているのみならず、第7次国家計画の「学校での文化アニメーション」に対応した文化省・教育省の学校音楽教育計画(1976年)の射程を先取りしていると捉えることができよう。なお1976-77年シーズンでのJMFの実績⁴¹⁾をみると、従来型の「一般・青年向け演奏会」が475回開催(観客33,000人)であったのに対して、「学校向け演奏会」の開催数は1,350回(観客640,000人)、9都市で実施した「音の回廊」の開催数は1,100回(観客15,000人)であり、アニメーションを意識した演奏会が飛躍的に増えていることが判る。

3. 2. JMFと文化省・教育省：校外からの音楽教育介入をめぐる

JMFが5か年計画を打ち出した1974年、文化省音楽課のランドスキは「フランスの音楽構造再編10か年計画の初期評価」を行った。そこで彼は、(ごく一部の音楽アウトリーチを除いて)初等教育では音楽が全く行われていないに等しい状態であること、さらに音楽教育のできる教員がほとんど養成されていない状況であることを確認している⁴²⁾。仮にエコール・ノルマル(教員養成校)でこれから小学校教員のための音楽教育を実施しても、本格的な実用化までには時間がかかる。そこでランドスキが、「小学校教員が音楽指導にあたることができるようになるまでの暫定的な対応」として期待したのが、音楽教育顧問(CPEM)と小学校教員の研修制度であった(本稿2.2(1))。またランドスキはこれと並行して音楽発展のための「地域協会」を設置し、そこで働く「地域代表」のコーディネートによって音楽院の教授や学生が学校向け音楽アウトリーチを実施することを目指していた(本稿2.3(2))。

JMFは「学校向け演奏会」実施にあたり文化省から補助金を受給している⁴³⁾ほか、1972年以降はJMF運営委員会に文化省と教育省も参加する⁴⁴⁾など、JMFと文化省・教育省は密接な関係を築いている。しかし、ランドスキの目指すCPEM及び地域代表と、JMFが育成を目指した「音楽家兼アニメーター」は、学校での音楽アニメーションという役割のうえで競合することになる。そのため、外部音楽団体の学校への介入のあり方をめぐり、JMFとランドスキ(1975-77年は教育省)の間で一時期軋轢が生じていたことが、今回の調査で判明した。ここではJMFと文化省の協定締結(1976年12月9日)までにJMFとランドスキ双方がどのように「学校での音楽アニメーション」を推進しようとしていたのか、フランス国立公文書館とヴァル＝ド＝マルヌ県立公文書館が保管する史料の整理から明らかにする。

(1) 教育省からみた外部専門家の問題点

教育省音楽総視学官となったランドスキは、1975年5月の時点⁴⁵⁾で、JMFのような外部の音楽団体が学校で活動することに対して次の問題点を挙げた。1つは、演奏者やアニメーター

ルへの報酬の問題である。たとえ臨時の雇用であっても、教育省に勤務する者へしか報酬を支払うことができないことを彼は指摘する。報酬の問題は、出演者を管理するJMF側にもあった。1976年9月、JMF会長のラヴィーニュはランドスキに次のように説明して、学校向け演奏会予算の見直しを求めている。「1時間の学校向け演奏会ごとに平均1,500フランの支出があるが、最近の公演休暇の上限の撤廃など、芸術家に対する事業主の社会保障負担分の大幅な増加を考慮する必要があり、これは当協会にとって非常に深刻な問題となっている」⁴⁶⁾。

もう1つは、教員養成の問題との関連である。ランドスキは、1964年時のアビと同様に（本稿2.1(3)）、学校での音楽指導は教員が行うべきで、外部の専門家によって行われることは望ましくないと主張する。ランドスキは学校音楽教育計画（1976年2月）において、高等師範学校の入学時に音楽知識テストを導入し、将来において音楽教育が実施できる小学校教員の育成を打ち出した。併せて、初等教育の教育顧問の定期的な増員を発表する（最終的には150のポスト）⁴⁷⁾。ランドスキは、教員養成校もしくは教育顧問の研修で音楽教員としての素質を身につけた者が、将来、外部専門家と対立・競合することなく任務に就けるように取り計らった、と考えられるのである⁴⁸⁾。

(2) 音楽アニメーションをめぐるJMFと教育省の相違点

一方で教育省は、先述の学校音楽教育計画（1976年2月）のなかで、通常音楽教育（歌や合唱の指導、単純な楽器（打楽器、リコーダー）の演奏指導、レコード鑑賞、音符の読み書き）に加えて、新しい活動として「生きた音楽」体験の推進も打ち出した。具体的には、1) 小学校中級科の全児童を対象に、オーケストラの全楽器を3年間、年4回のペースで紹介すること、2) 5つのモデル大学区では、80,000回の楽器演奏と千回の教育演奏会の実施を目標とすること、3) 中等教育では教育演奏会（一度に最大500人の児童を対象）を5つのモデル大学区で約5,000回行うこと、を発表している。

注目されるのは、この目標を達成するために教育省は、文化省、各種音楽院との協力関係に加えて、JMF等の民間音楽団体との協力の必要性を表明している点である。民間音楽団体により「局所的・散発的に行われていることを、いずれフランスのすべての子どもたちに拡大すべき」⁴⁹⁾との考えからであった。ランドスキは、JMFのような外部音楽団体は、教育的な演奏会（アウトリーチ）の実施に特化する形で、「必要に応じて」⁵⁰⁾活用できると考えていたことが分かる。なお、この表明に沿ってJMFは早速、1977年度の具体的な学校向け演奏会プログラムと実施方法の提案を行い、ランドスキ宛に計画書を送付している⁵¹⁾。

一方でJMFは、文化省に対して1975年12月に⁵²⁾、学校向け演奏会に関する協定の締結を働きかけ、次の点を保障することを要請していたことが判明した。それは、1) 既存のJMF活動を妨げることなく、むしろその発展を奨励するために、地域協会や県協会から継続的な支援を受けること、2) JMF代表が、地域または県の音楽政策に参加すること、3) JMFにプログラム編成を委ね、その自由を最大限尊重すること、4) JMF独自の企画演奏会やイベントを、各県協会の行事の一環として広く宣伝・普及すること、である⁵³⁾。これらからは、JMFが音楽政策としての教育演奏会やアニメーションの企画に関して自律的かつ中心的な役割を果たし、地域の文化行政機構（地域・県協会）がそれを支援する形を望んでいたことが判る。特に3)の演奏会プログラム編成に関して、JMFはこれまでの実績と有効性を強調することで、主導権を主張していた。文化省に対して、「JMFを単に料金の低く抑えられた演奏会と見なすのではなく」、「一貫性のあるアニメーション政策への参加」という視点での交渉相手となることを要望しているのである。

実際のJMFと文化省との協定（1976年12月9日）⁵⁴⁾では、JMFの主導性に関する文言は盛り込まれなかった。しかし、音楽愛好活動の発展のためにJMFが優先することとして第3条に「アニメトゥールやJMF幹部の育成」が明記された。そして第4条で、JMFは文化省の地域代表及び県代表の活動と連携し、JMFが県協会の活動に参加する際には、第3条に規定された行動に従って組織された事業を提供することが規定された。文化省は、こうしたJMFの運営及び本協定に規定されたJMFの任務の遂行に対し、定期的に財政的貢献を行うことを約束したのである。

この締結直前にランドスキ（教育省）は文化省に対して、第3条に関して留保を表明している⁵⁵⁾が、その後のいきさつについては現時点では不明である。少なくともこの協定はこの時期の「JMFにとって決定的な一歩となった」。JMFからすると、「（この協定は）フランスでの音楽の普及におけるJMFの役割と、その結果としてのフランス国家の財政支援の約束を定めたものである。ある意味、この合意により、30年以上の歴史を持つJMFの活動が公式に認められたことになる」⁵⁶⁾からである。

4. 結語

1970年代フランスの学校音楽教育改革は、法整備を伴い国家計画にも組み込まれた本格的な制度改革だったが、教育的価値観及び文化観念の急激な変化に、学校現場の対応が追いつかない状態であった。1976年当時、学校での芸術教育状況は「事実上砂漠のようなもの」⁵⁷⁾と評されている。こうしたなかで即効性をもって教育改善を行うには、外部からのアウトリーチが有効だったことが分かる。この意味においてJMFは制度上の欠損を埋め合わせることに貢献したことが、今回の調査で明らかになった。

JMFが従来の方針を転換して1970年に「学校向け演奏会」の開始を決定したことについては、筆者の調査で判明したこと、すなわち文化省と教育省の「音楽教育における省庁間委員会」（1964-65年）がJMFなどを公的に支援して学校での音楽アウトリーチを促進する提案を行っていたことと、その提案の実現に向けて1960年代後半にランドスキが文化省で具体的な行動を起こしていたこと（本稿2.2(1)）、が大きく影響したと考えられる。実際、一連の政府側の動きはJMFにとって好機であった。それは文化省、教育省、FICなどからの公的補助金の受給の問題だけではない。伝統的なハイ・カルチャーとしての演奏会を愛好する、教養ある聴衆の育成を促進してきたJMFにとって、メディア音楽（レコード、ラジオ・テレビ）の繁栄で演奏会場に足を運ぶ人口が減り続ける中、子どもの時期から「生演奏」の良さを知ってもらうことが未来の聴衆の開拓の切り札であり、協会の持続可能性に繋がると考えられたからである。しかもJMFには長年の経験に基づくアニメーションのノウハウがあった。今回の筆者の調査で明らかになった、JMFによる学校でのアニメーションの主導権の主張（本稿3.2(2)）も、JMFがこの分野を協会運営の新たな活路とみなした表れと考えられる。

しかし一方で、「教員養成機関出身者」による「担任制」を基本とみる教育省、及び音楽の専門機関である「地方音楽院」と学校との連携を重視する文化省は、学校教育における民間の音楽協会の役割を、国家機関や地方自治体の管理下で有資格者を育成する間の「つなぎ」とみなしていたことが今回の調査で判明した。それは「学校教員が責任をもちつつ、授業または学校行事として外部の専門家等の積極的な参加を促し、新規性のある事業を実施する」という方針が1976年に文化省と教育省の学校音楽教育計画として明文化された後、1983年の「参与音楽家養成センター（CFMI）」と国家資格（DUMI）の設立により外部指導者の公的管理制度が確立、1988年の「芸術教育法」がそれを公的に保障したことから分かる。1966年から1977年まで

文化省と教育省の両方で音楽政策に携わったランドスキは、音楽教育顧問（CPEM）による小学校教員の訓練と、「地域代表」による専門機関と学校とのコーディネートを重視していた。これも学校音楽教育の公的管理を徹底する姿勢の表れといえよう。地域代表により、「JMFにとって替わる堅固な音楽ネットワークを構築」しようとしたとする後年のランドスキの発言（LANDOWSKI 1996：118）を併せ考えると、公的管理の優先という姿勢を鮮明にすることで、学校教育を巡って教員と民間団体との競合を避けようとした努力もみてとれよう。

学校音楽教育改革の拠り所となっていた「アニメーション」の観点からみると、文化省や教育省が外部の専門家に望んだものは「仲介」や「指導」の要素ではなく「対話・コミュニケーション」の要素であったことが分かる。その意味においてJMFは、「子どもたちの音楽に対する興味をかき立てる働きかけ」としての音楽アニメーションの模範を示す役割を果たしていたことが、今回の調査で判明した。「学校向け演奏会」では、生演奏による「感性の覚醒」の促しや、演奏家とのコミュニケーションが採り入れられている。そして1973年から始まった「音の回廊」では、異文化との出会いや体験型ワークショップによる気付きの促進の要素も加わった。これは、「個人やコミュニティ間の交流を促進し、彼らが自分自身を表現できるようにすること」を目的とする、第7次国家計画（1976-80年）優先行動課題No.13・行動No.3の「学校での文化アニメーション」をJMFが先取りする形での実践であったことが指摘できる。1970年代のアニメーション概念の変化に呼応する活動を、JMFはいち早く展開していたのである。

ただし、こうした音楽アニメーションには課題もあった。1つは資金面の問題である。JMFへの文化省からの補助金は毎年増額されていたが、それを上回るペースで活動が拡大していたため、JMFは常に文化省に補助金の増額を要請している状況であったことが、今回の調査から判明した。もう1つは地域格差の問題である。音楽の専門学校がある地域とない地域での格差、アニメーターの訓練レベル（能力）の格差、その他の条件（地域や学校ごとの予算や意向、ボランティアの有無など）の格差が際立つことが指摘されている⁵⁸⁾。フランス各地の初等・中等教育の場で効果的なアニメーションを浸透させるためには、制度面のみならず、長期計画としての人材育成と普及活動が必要となり、民間音楽団体が中心となって担うには財政面でも質保証の面でも限界があることがみえてくるのである。

本研究は、1970年代フランスの学校音楽教育制度改革に関する政策と民間音楽団体の関係、及び初等・中等教育の場で民間音楽団体が果たした役割について、JMFを事例としてアニメーションの観点を中心に検証した。今後は1970年代の音楽政策と教育政策が交差するもう1つの側面、すなわち現代音楽の普及と音楽教育との関係について、民間音楽団体の役割も含めて調査・考察していきたい。

*本研究は、2023-2025年度科学研究費助成事業（基盤研究（C）（一般）[研究課題番号：23K00247]）、及び、京都女子大学令和5年度『研究経費助成』（個人研究助成）による研究成果の一部である。

【付録】音楽政策と「フランス音楽青年団」(JMF)との関連年表(本稿関連部分)

年	国家計画	音楽と教育に関する法律・制度	ランドスキの立場	フランス音楽青年団(JMF)の動き
62年	「第4次」国家計画 文化省「音楽問題国家検討委員会」(1962-64年)			
63年				
64年				
65年				
66年		文化省「音楽課」新設(5月)		
67年		後期中等教育への調整時間割クラス導入		
68年		高等教育基本法(フォール法)制定(11月)		
69年	(文化省「文化問題委員会」設置)	初等教育に「三区分教授法」導入	「音楽課」責任者(文化省)	新体制が発足
70年				
71年	第6次国家計画(1971-75年)	「文化事業基金(FIC)」創設(3月)	音楽教育総視学官(教育省)	
72年				
73年		中等教育に「三区分教授法」導入		
74年		初等・中等教育への調整時間割クラス導入		
75年		初等・中等教育基本法(アビ法)制定 ・音楽教育顧問(CPEM)導入		
76年	第7次国家計画(1976-80年)	教育省と文化省が「新たな学校音楽教育計画」を発表		JMFと文化省との協定締結 ・(教育省・文化省の新たな学校音楽教育計画を受けて)1977年度「学校向け演奏会」実施案を提出
77年				
78年				
79年				
80年				
81年				
82年		文化省「文化発展部(DDC)」設立		
83年		・文化省と教育省の協定締結 ・文化省と教育省が共同で「学校教育における参与音楽家養成センター」設立		
84-87年				
88年		芸術教育法制定		

注

- 1) なお学校音楽教育史を単独で扱った文献には GANVERT 1999 がある。また、2009 年にフランス教育学会（日本）が編纂したフランス学校教育史（『フランス教育の伝統と革新』）では「芸術教育」の項目（永島 2009）のなかで、1980 年代の学校音楽教育改革に関する情報が紹介されている。
- 2) VEITL ; DUCHEMIN 2000, 永島 2010, 水崎 2012 参照。
- 3) 「文化問題省 Ministère des Affaires culturelles」(1959 年1 月 8 日～ 1974 年2 月 28 日) はその後「文化問題環境省 Ministère des Affaires culturelles et de l'Environnement」(1974 年3 月 1 日～ 5 月 31 日) 及び「文化庁 Secrétariat d'État à la Culture」(1974 年6 月 8 日～ 1977 年3 月 29 日) と名称を変更するが、混乱を避けるために本稿ではすべて「文化省」と表記する。
- 4) 現時点 (2024 年) でランドスキが推進した音楽教育に関する最も詳細な研究が、LEFEBVRE 2014 である。この研究は、ランドスキ本人の言説ではなくフランス国立公文書館保管の行政史料に基づいた客観性の高い研究としても価値が高いが、調査範囲が 1966 年から 1974 年までに限定されている。
- 5) s.n. 1979 “Bulletin of the International Music Council (UNESCO) 3/1979 : Information,” EVARTS, John (ed.), *The World of Music*, vol. 21, no. 3, 112.
- 6) ヴィシー政権期の JMF の活動については、SIMON 2001 及び田崎 2022 を参照。JMF の活動の記録については協会史 *Les Jeunesses musicales de France* (1960) 及び公式ウェブサイト情報が参照できる。
- 7) 「公教育省 Ministère de l'Instruction publique」(1828-1932 年)、「国民教育省 Ministère de l'Éducation nationale」(1932-74 年)、「教育省 Ministère de l'Éducation」(1974-78 年) と名称が変わるが、混乱を避けるために本稿ではすべて「教育省」と表記する。
- 8) JM France. ©2024 « Notre histoire : Les JF France d'hier à aujourd'hui » <https://www.jmfrance.org/notre-histoire> (2024 年8 月 28 日閲覧)。
- 9) MOULINIER によると、この用語の意味は 1960-70 年代以降にも変化している。2001 年時には、教会や歴史的建造物での演奏会や講演会、アートセンターへの芸術家の招聘、書店や図書館への作家の招聘、各種フェスティバル、芸術と歴史の町や国を巡るツアーなど、文化施設で一般大衆に提供される催し物を指す場合が多くなっている (MOULINIER 2001 : 20)。
- 10) ヴィシー政権期に音楽教育政策を担った A. コルトー (CORTOT, Alfred : 1877-1962 年) が、初等教育における音楽教育方法の改善を計画したことがある。彼が 1943 年に策定した「初等教育における音楽指導計画」は、M. マルトノ (MARTENOT, Maurice : 1898-1980 年) の教育的アイデアと合唱を重視する新しい指導法とを統合したものであった (VEITL ; DUCHEMIN 2000 : 247)。しかしパリ解放に伴う急激な政治的変化のため実現しなかった。
- 11) 中等教育では、音楽教育が 1865 年に特定の学年で必修化された (週 1 時間の割合) が、完全に適用されたのは人民戦線内閣期の 1937 年以降である。その後、週 1 時間の割合での音楽の授業を必修とする学年が男女ともに拡大した時期があるが (1938-44 年)、パリ解放後の 1944 年10 月以降に、音楽の授業は学年によって廃止か選択制となる (VEITL ; DUCHEMIN 2000 : 248, 251)。
- 12) 三区分教授法及び目覚まし教科の詳細に関しては、[田崎 2023 : 37-38, 47] 参照。
- 13) CHAINTREAU ; JAMET 2001 : 245-247/ 永島 2004 : 37-38.
- 14) Fédération Nationale des Musiciens Intervenants « Le Diplôme Universitaire de Musicien Intervenant (DUMI) », (<https://www.fnami.fr/musiciens-intervenants-dumistes/>) (2024 年2 月 23 日閲覧)
- 15) Rapport de synthèse des travaux de la commission interministérielle de l'enseignement musical, 1965 (A.N. : 19950514 (23)/ 20090131 (341)) (LEFEBVRE 2014 : 240)

- 16) 1966年にランドスキは「パリ地方における交響楽活動の調整・普及委員会 le Comité de coordination et de diffusion de la vie symphonique dans la région parisienne」を設立。これは1970年以降に「音楽情報行動センター Centre d'Information et d'Action Musicale」に統合される(REY, Anne. 1971. « Une bonne animation vaut dix concerts : les orchestres en mission dans la région parisienne », *Le Monde* (May 18, 1972), p.17.)。パリ国立高等音楽院とも連絡を取り合い、若い芸術家の育成の機会に活用する目的も持っていた(A.N. : 20090131 (341))。
- 17) FICに法的地位を与えた1978年2月20日の法令(デクレ)第3条より(GOURNAY 1988 : 359)。
- 18) このほか、FICからの資金拠出は、運営費または材料費にのみ使用され、総費用の50%を超えないことや、上記法令(デクレ)により設置された省庁間委員会が毎年ガイドラインを設定して運営に当たる、などがある。
- 19) Centre d'Information et d'animation musicale の調査結果(1972-73)より(LEFEBVRE 2014 : 258)。
- 20) “Action n° 3: Animation culturelle en milieu scolaire” (A.N. : 20090131 (343))
- 21) 教育省報道部資料(1976年2月23日)(A.N. : 20090131 (343))
- 22) « Élément de politique de la musique, de l'art lyrique, et de la danse » conférence de presse de Monsieur Michel Guy, Secrétaire d'État à la Culture et de Monsieur Jean Maheu, Directeur de la musique, de l'art lyrique et de la danse. (1975年12月16日)(A.N. : 19900055 (1))
- 23) “Action n° 3: Animation culturelle en milieu scolaire” (A.N. : 20090131 (343))
- 24) *Ibid.*
- 25) JM France. ©2024 « Notre histoire : Les JF France d'hier à aujourd'hui », (<https://www.jmfrance.org/notre-histoire>) (2024年8月28日閲覧)
- 26) 1970年3月27日付ランドスキからPuybasset氏(技術顧問)宛書簡(A.N. : 20090131 (341))。
- 27) この地方改革は1982年12月11日に完了し、名称を「全国フランス音楽青年連盟 Union nationale des Jeunesses musicales de France」と改める。
- 28) JMF・文化省音楽課間の協定案(草稿)(1975年12月31日)(A.D.V.D.M. : 559J/94 (3))
- 29) s.n. « Les J.M.F. retrouvent une nouvelle jeunesse », *Le Monde* (Mar 18, 1971), p.17./ J.L. « Le développement de l'éducation musicale: Les J.M.F. et le CIAM », *Le Monde*, le 16 Novembre, 1972./ s.n. « A la découverte de la musique par les jeunes scolaires », *Le Provençal* (Avignon), le 19 mars, 1975.
- 30) s.n. « Les J.M.F. retrouvent une nouvelle jeunesse », *Le Monde* (Mar 18, 1971), p.17./ s.n. « Trente ans de concerts éducatifs », *Le Monde* (Mar 18, 1971), p.17./ G.G. 1971. « Des activités culturelles pour les heures de loisir », *Le Monde* (Sep 25, 1971), p.19./ Françoise FERRAND, « 600,000 jeunes au concert », *Témoignage Chrétien*, le 28 Décembre, 1974. (A.D.V.D.M. : 559J/351 (1))
- 31) s.n. « Les J.M.F. retrouvent une nouvelle jeunesse », *Le Monde* (Mar 18, 1971), p.17.
- 32) “Programme scolaire” (A.D.V.D.M. : 559J/373 (2))
- 33) JMF 会長 Jean-Pierre de Lavigne から教育省音楽総視学官 Marcel Landowski 宛書簡(1976年9月24日)(A.D.V.D.M. : 559J/94 (4))
- 34) *Ibid.*
- 35) s.n. « Les J.M.F. retrouvent une nouvelle jeunesse », *Le Monde* (Mar 18, 1971), p.17.
- 36) Françoise FERRAND, « 600,000 jeunes au concert », *Témoignage Chrétien*, le 28 Décembre, 1974. (A.D.V.D.M. : 559J/351 (1))
- 37) s.n., *Les Jeunesses musicales de France : rapport d'activité pour Ministère Éducation*, (1975年1月

- 13 日). (A.D.V.D.M. : 559J/94 (4))
- 38) 1974-75 年度には 8,360 フラン、1975-76 年度には 191,640 フラン獲得している (A.N. : 19900055 (2))。
- 39) JMF « Rapport » p.1 (1977 年9 月 5 日) (A.N. : 19900055 (2))
- 40) 数か月間の選考で選ばれた受賞者には、JMF とラジオによる演奏会シリーズが提供される。ただしその前には数段階の研修を受ける義務が課せられる。
- 41) JMF « Rapport » p.6 (1977 年9 月 5 日) (A.N. : 19900055 (2))
- 42) Secrétariat d'État à la culture, *Bulletin d'information*, no 37, 15 juin 1974. (VEITL ; DUCHEMIN 2000 : 254-255)
- 43) 1971 年時点では 475,000 フランを受給していたが、活動全体を賄うには少なく、ワークショップ時には児童 1 人当たり 2 フランほど徴収する必要があった (s.n. « Trente ans de concerts éducatifs », *Le Monde* (Mar 18, 1971), p.17./ s.n. « Les J.M.F. retrouvent une nouvelle jeunesse », *Le Monde* (Mar 18, 1971), p.17.)。
- 44) Archives départementales du Val-de-Marne (2008) « Union des Jeunesses Musicales de France (UNJMF) 559J 1-696 : Archives de l'association 1942-1982 », p.3.
- 45) 教育省音楽総視学官ランドスキから文化省音楽・歌劇・舞踊部マユール宛文書 (1975 年5 月 28 日) (A.N. : 19900055 (1))
- 46) Jean-Pierre de Lavigne から Marcel Landowski 宛書簡 (1976 年9 月 24 日) (A.D.V.D.M. : 559J/94 (4))
- 47) 教育省報道部資料 (1976 年2 月 23 日) (A.N. : 20090131/343)
- 48) 特に外部専門家と現場教員との対立については、アビ法に沿って学校における「文化活動ミッション」を 1977 年に創設した、教育省上級職務官 J.-C. リュック (LUC, Jean-Claude) も懸念を表明していた (モデル大学区での音楽アニメーションに関する音楽・歌劇・舞踊部 (文化省) 会合議事録 (1976 年 10 月 28 日)) (A.N. : 20090131 (343))
- 49) 教育省報道部資料 (1976 年2 月 23 日) (A.N. : 20090131 (343))
- 50) モデル大学区での音楽アニメーションに関する音楽・歌劇・舞踊部 (文化省) 会合議事録 (1976 年10 月 28 日) (A.N. : 20090131 (343))
- 51) Jean-Pierre de Lavigne から Marcel Landowski 宛書簡 (1976 年9 月 24 日) (A.D.V.D.M. : 559J/94 (4))
- 52) ランドスキは 1975 年5 月に教育大臣アビへ、学校音楽教育に必要な政策に関する報告書を提出したが、そのなかで教育演奏会及びアニメーションの企画を文化省の役割に含めている (教育省音楽総視学官ランドスキから文化省音楽・歌劇・舞踊部マユール宛文書 (1975 年5 月 28 日) (A.N. : 19900055 (1))。
- 53) JMF・文化省音楽課間の協定案 (草稿) (1975 年12 月 31 日) (A.D.V.D.M. : 559J/94 (3))
- 54) 文化省と JMF 間の協定 (1976 年12 月 9 日) (A.D.V.D.M. : 559J/94 (3))
- 55) JMF 運営委員会会合議事録 (1976 年11 月 27 日) (A.N. : 19900055 (2))
- 56) JMF « Rapport » p.1 (1977 年9 月 5 日) (A.N. : 19900055 (2))
- 57) Guy Herzlich, « L'enseignement artistique à l'école : Rendre la musique aux enfants », *Le Monde* (Feb 24, 1976), pp.1, 21.
- 58) VEITL ; DUCHEMIN 2000 : 76./ LEFEBVRE 2014 : 257-258.

引用文献

[一次史料] *個々の新聞記事を除く

Archives nationales (A.N.) (フランス国立公文書館)

19900055 (1) : Inspection générale de la musique : Extraits du rapport de Jean Maheu pour une politique de la musique

19900055 (2) : Action musicale : Jeunesses musicales de France

19950514 (23) : Situation de la musique en France ; 1964-1967

20090131 (341) : Commission interministérielle sur l'enseignement de la musique

20090131 (343) : Animation musicale en milieu scolaire, mise en place et coordination avec le ministère de l'Éducation nationale dans les académies pilotes

Archives départementales du Val-de-Marne (A.D.V.D.M.) (ヴァル＝ド＝マルヌ県立公文書館)

559J/94 (3) : Relations extérieures et participations: Ministère chargé des Affaires culturelles : conventions, correspondance passive et active (1976-81)

559J/94 (4) : Relations extérieures et participations: Ministère chargé de l'Éducation nationale : rapport d'activité des JMF (1975)

559J/351 (1) : Tournées: Concerts scolaires : revues de presse (1974-75)

559J/373 (2) : Tournées: Concerts scolaires (1970-71)

【研究論文・資料】

石井博 (1976) 「フランスにおける義務教育への音楽の導入」『広島大学教育学部紀要 第一部』第25号, 185-196.

岩崎久美子 (2009) 「コラム 12: アニマトゥール資格」フランス教育学会 (編) 『フランス教育の伝統と革新』大学教育出版, 191.

桑原敏明 (1988) 「初等教育」原田種雄 他 (編) 『現代フランスの教育: 現状と改革動向』早稲田大学出版部, 93-103.

桑原敏明 (2009) 「現代教育改革の進展: ランジュヴァン・ワロン改革案からアビ改革へ」フランス教育学会 (編) 『フランス教育の伝統と革新』大学教育出版, 60-69.

田崎直美 (2022) 『抵抗と適応のポリトナリテ: ナチス占領下のフランスの音楽』アルテスパブリッシング.

田崎直美 (2023) 「M. ランドスキによるフランス初等・中等音楽教育改革 (1966-77年) の一考察: ヴィシー政権期における A. コルトーの政策構想 (1941年) との比較を交えて」『昭和音楽大学研究紀要』第42巻, 35-48.

田崎直美 (2024) 「M. ランドスキの音楽政策 (1966-77年) 再考: 音楽問題国家検討委員会 (1962-64年) とフランスの音楽教育・普及政策より」『関西楽理研究』第40号, 47-62.

手塚武彦 (1988) 「教育の制度化の歴史的発展」原田種雄 他 (編) 『現代フランスの教育: 現状と改革動向』早稲田大学出版部, 63-78.

永島茜 (2004) 「フランスにおける芸術教育の法的基盤に関する研究: 1988年芸術教育法を中心として」『フランス教育学会紀要』第16号, 35-48.

永島茜 (2009) 「芸術教育」フランス教育学会 (編) 『フランス教育の伝統と革新』大学教育出版, 180-189.

永島茜 (2010) 『現代フランスの音楽事情』岡山: 大学教育出版.

久井英輔 (1999) 「1970年代フランスにおける文化政策理念の動向: 概観とその政治的・社会的位地」『生涯学習・社会教育学研究』第24号, 1-10.

水崎富美 (2012) 『フランスの「文化の民主化」における音楽教育の展開: 1959年から現在まで』平成24年度東京大学博士論文.

CHARENTAU, Jean-François ; JAMET, Dominique. (2001) « Éducation artistique et culturelle » WARESQUIEL, Emmanuel de (dir.), *Dictionnaire des politiques culturelles de la France depuis 1959*, Paris : CNRS Éditions - Larousse-Bordas/HER., 244-250.

GANVERT, Gérard. (1999) *L'enseignement de la musique en France : situation, problèmes, réflexions.*

L'Harmattan.

- GIRARD, Augustin. (2001) « Fonds d'intervention culturelle (FIC) [1971-1984] : une structure d'innovation et de concertation interministérielle » WARESQUIEL, Emmanuel de (dir.), *Dictionnaire des politiques culturelles de la France depuis 1959*, Paris : CNRS Éditions - Larousse-Bordas/HER., 293-294.
- GOURNAY, Bernard. (1988) « Rapport national », *La politique culturelle de la France*, La documentation française, 275-394.
- LANDOWSKI, Marcel. (1979) *Batailles pour la musique*. Paris : Seuil.
- LANDOWSKI, Marcel. (1996) "La création d'une politique musicale en France », GIRARD, Augustin ; GENTIL, Geneviève (dirs.), (1996) *André Malraux ministre : Les affaires culturelles au temps d'André Malraux 1959-1969*, La Documentation Française, 115-121.
- LEFEBVRE, Noémi. (2014) *Marcel Landowski : Une politique fondatrice de l'enseignement musical 1966-1974*. Lyon : Cahiers de recherche du Cefedem Rhône-Alpes.
- LE VEUGLE, Jean. (1977) *Devenir animateur et savoir animer : comment former et se se former pour pratiquer l'animation*, Toulouse : Privat (Époque).
- MOULINIER, Pierre. (2001) « Animation culturelle » WARESQUIEL, Emmanuel de (dir.), *Dictionnaire des politiques culturelles de la France depuis 1959*, Paris : CNRS Éditions - Larousse-Bordas/HER., 20.
- SIMON, Yannick. (2001) « Les Jeunesses musicales de France », CHIMÈNES, Myriam (éd.), *La vie musicale sous Vichy*, Bruxelles : Complexe, 201-215.
- VEITL, Anne ; DUCHEMIN, Noémi. (2000) *Maurice Fleuret : une politique démocratique de la musique 1981-1986*, Comité d'histoire du ministère de la culture.
- WANGERMÉE, Robert. (1991) *Cultural policy in France : European programme for the appraisal of cultural policies*. Strasbourg : Council of Europe. [WANGERMÉE, Robert. 1988. *La politique culturelle de la France*. La Documentation Française.]
- s.n. (1960) *Les Jeunesses musicales de France*, Les Jeunesses musicale de France.

[ウェブサイト情報]

- Archives departementales du Val-de-Marne (2008) « Union des Jeunesses Musicales de France (UNJMF) 559J 1-696 : Archives de l'association 1942-1982 » <http://archives.cg94.fr/> (2023年8月25日閲覧).
- JM France. ©2024 « Notre histoire : Les JF France d'hier à aujourd'hui » <https://www.jmfrance.org/notre-histoire> (2024年8月28日閲覧).

田 崎 直 美 (京都女子大学)